

Ⅱ 機 構 及 び 職 制

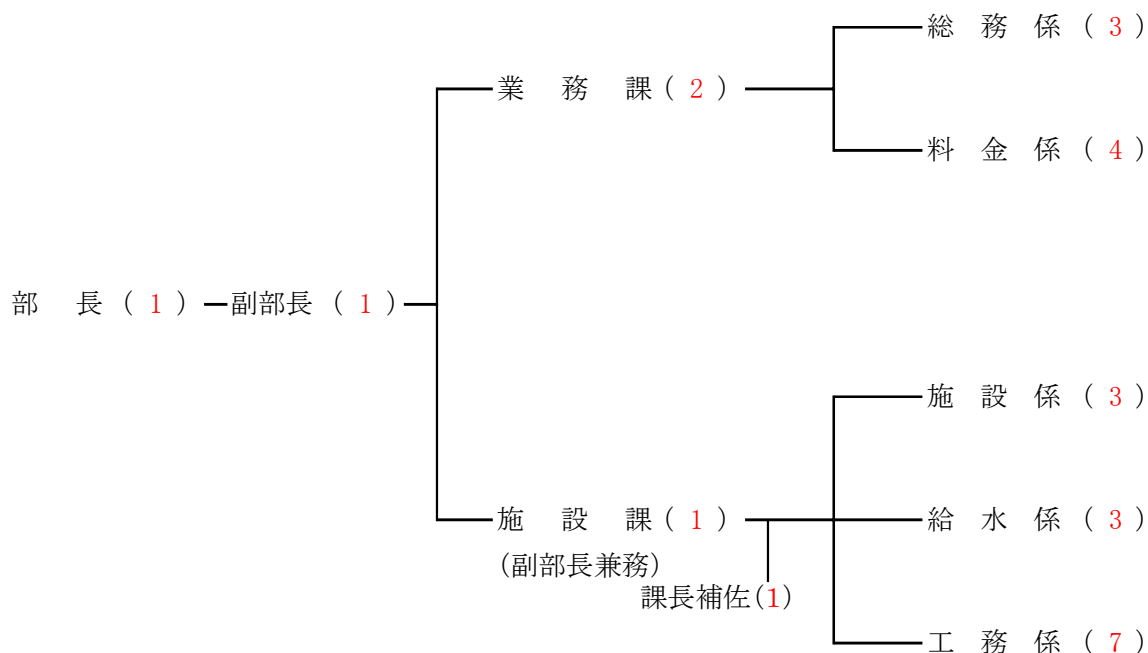
1 . 組 織 の 状 況

2 . 職 員 の 配 置 状 況

3 . 事 務 分 掌

1. 組織の状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)



2. 職員の配置状況

	部長	副部長	課長	副参事	課長補佐	主幹	係長	主査	主任	主事	主任技師	技師	合計
	1												1
業務課			1	1									2
総務係							1		1	1			3
料金係							1		2	1			4
施設課		1	(1)		1								2(1)
施設係							1		1	1			3
給水係							1		1	1			3
工務係							1		2	1	2	1	7
合計	1	1	1(1)	1	1		5		7	5	2	1	25

※()内は兼務

3. 事務分掌

課 名	係 名	事 務 分 掌
業 務 課	総 務 係	(1) 公文書の収受、発送及び保存に関すること。 (2) 文書事務の指導及び統括に関すること。 (3) 条例、規則等の制定改廃に関すること。 (4) 公印の管理に関すること。 (5) 入札の執行及び契約に関すること。 (6) 事業計画、財政計画及び実施計画の総合調整に関すること。 (7) 予算編成及び執行管理に関すること。 (8) 決算に関すること。 (9) 企業債の借入及び一時借入金に関すること。 (10) 現金及び有価証券の出納保管並びに資金運用に関すること。 (11) 収入、支出その他会計諸票の審査に関すること。 (12) 出納及び収納取扱金融機関に関すること。 (13) 資産の取得、管理及び処分の総括並びに減価償却に関すること。 (14) 資産の評価及び不用品の処分に関すること。 (15) 貯蔵品の出納保管及びたな卸に関すること。 (16) 上水道運営委員会に関すること。 (17) 指定給水装置工事事業者の指定及び取消し事務に関すること。 (18) 統計資料の調整に関すること。 (19) 広報及び啓発に関すること。 (20) 庁舎の維持管理に関すること。 (21) 公用自動車の統括管理及び安全運転に関すること。

課 名	係 名	事 務 分 掌
業 務 課	総 務 係	(22) 損害保険に関すること。 (23) 庁用備品の管理に関すること。 (24) 災害時対策及び緊急時対策の総合調整に関すること。 (25) 課の庶務に関すること。 (26) 部の庶務及び他の課の所管に属さない事項に関すること。
	料 金 係	(1) 水道料金の徴収、還付、軽減及び免除に関すること。 (2) 水道メーターの検針事務に関すること。 (3) 使用水量の計量及び認定に関すること。 (4) 調定事務に関すること。 (5) 納入通知書の発行に関すること。 (6) 督促状の発行に関すること。 (7) 未納整理及び不納欠損処分に関すること。 (8) 給水停止に関すること。 (9) 受水槽以下装置に設置する水道メーターによる各戸検針及び各戸料金徴収事務等に関すること。 (10) 水道の使用開始及び中止に関すること。 (11) 給水申込に関すること。 (12) 水道メーターの取替並びに不進行等による検査及び取替に関すること。 (13) その他水道料金に関すること。
施 設 課	給 水 係	(1) 給水装置の構造及び材質に関すること。 (2) 給水装置の設計審査並びに工事検査に関すること。 (3) 開発行為に伴う給配水計画の指導に関すること。

課 名	係 名	事 務 分 掌
施 設 課	給 水 係	(4) 開発行為に伴う配水管の承認、検査及び帰属に関すること。 (5) 給水戸別台帳の整備に関すること。 (6) 貯水槽水道の管理の指導に関すること。 (7) 指定給水装置工事事業者の指導に関すること。 (8) その他給水に関すること。 (9) 課の庶務に関すること。
	施 設 係	(1) 水質管理に関すること。 (2) 水量及び水圧の調整に関すること。 (3) 浄水場施設、配水場施設の点検及び操作に関すること。 (4) 浄水場施設、配水場施設の維持管理に関すること。 (5) 浄水場施設、配水場施設の企画設計及び施工に関すること。 (6) その他浄水場及び配水場に関すること。
	工 務 係	(1) 導水管、配水管の企画設計及び施工に関すること。 (2) 導水管、配水管の建設及び改良工事に関すること。 (3) 導水管、配水管の維持管理に関すること。 (4) 漏水に関すること。 (5) 受託工事に関すること。 (6) 工事用資材の検査に関すること。 (7) 占用事務に関すること。 (8) 設計図書の整備保管に関すること。 (9) その他工務に関すること。